

さいたま市産業立地促進補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、さいたま市産業立地促進補助金交付要綱（平成17年さいたま市告示第908号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象面積の算出)

第2条 要綱第3条第1項第3号に掲げる法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に規定する建物のうち研究開発機能、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能の事業所等の新築、増築、改築又は取得部分（以下、「新築等」という。）の床面積は、当該機能における専用品面積（自己の業務用に使用する事務室等の部分）と共用面積（ロビー、廊下等の機能の維持に必要な施設として認められる部分）を合計したものをいい、他に賃貸借する等の自己の業務用に使用するとは認められない部分の床面積は含まない。

(補助対象経費の算出)

第3条 要綱第4条に規定する補助対象経費は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条に規定する補助対象面積の新築等に係る投下固定資本額（消費税額及び地方消費税額は除く）。ただし、補助対象面積以外も合わせて新築等する場合で、かつ、補助対象面積に係る投下固定資本額を区分できない場合は、次のとおり面積按分で得た額。

$$\frac{\text{建物の新築等に係る投下固定資本額} \times \text{前条に規定する補助対象面積}}{\text{建物の新築等に係る延床面積}}$$

- (2) 前号に規定する投下固定資本額以外で、研究開発機能、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能の維持又は運営等のために新たに取得した投下固定資本額（消費税額及び地方消費税額は除く）。

(事業計画の確認に伴う提出書類)

第4条 要綱第7条に規定する補助金の事業計画確認時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業立地促進補助金事業計画確認申請書（様式第1号）

- (2) 産業立地促進補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 企業概要書（様式第3号）
- (4) 補助対象予定面積算出表（様式第4号）
- (5) 補助対象予定経費算出表（様式第5号）
- (6) その他市長が必要とする書類

（事業計画の確認通知）

第5条 要綱第8条第1項に規定する事業計画の確認通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画が要綱に適合したとき 産業立地促進補助金事業計画確認通知書（様式第6号）
- (2) 事業計画が要綱に適合しないとき 産業立地促進補助金事業計画不適合通知書（様式第7号）

（事業計画確認後の事業開始時期に関する承認に伴う提出書類）

第6条 要綱第8条第3項第2号に規定する市長の承認における提出書類は、産業立地促進補助金事業計画確認後の事業開始時期に関する承認申請書（様式第8号）を提出する。

2 市長は、前項の場合において、申請を承認したときは、産業立地促進補助金事業計画確認後の事業開始時期に関する承認通知書（様式第9号）により通知する。

（事業計画の変更及び取下げに伴う提出書類）

第7条 要綱第9条第1項に規定する事業計画の変更における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業立地促進補助金事業計画変更申請書（様式第10号）
- (2) 第4条各号の書類のうち、計画変更に係るもの
- (3) その他市長が必要とする書類

2 要綱第9条第3項に規定する事業計画の取下げにおける提出書類は、産業立地促進補助金事業計画申請取下書（様式第11号）とする。

（事業計画の変更に伴う確認通知）

第8条 要綱第9条第2項に規定する通知は、次に掲げるものとする。

(1) 変更した事業計画が要綱に適合したとき 産業立地促進補助金事業
計画変更確認通知書（様式第12号）

(2) 変更した事業計画が要綱に適合しないとき 産業立地促進補助金事業
計画変更不適合通知書（様式第13号）

（事業計画の承継に伴う提出書類）

第9条 要綱第10条第2項に規定する事業計画の承継の届出における提出
書類は、次に掲げるものとする。

(1) 産業立地促進補助金事業承継届出書（様式第14号）

(2) 第4条各号の書類のうち、事業承継に係るもの

(3) その他市長が必要とする書類

（企業の立地実績の報告及び補助金の交付申請に伴う提出書類）

第10条 要綱第11条に規定する企業の立地実績の報告及び補助金の交付
申請における提出書類は、次に掲げるものとする。

(1) 企業の立地実績報告及び産業立地促進補助金交付申請書（様式第15
号）

(2) 補助対象面積算出表（様式第16号）

(3) 補助対象経費算出表（様式第17号）

(4) その他市長が必要とする書類

（交付の決定及びその額の確定の通知）

第11条 要綱第12条に規定する交付の決定及びその額の確定の通知は、
次に掲げるものとする。

(1) 補助金を交付するとき 産業立地促進補助金交付決定及び交付額確定
の通知書（様式第18号）

(2) 補助金を交付しないとき 産業立地促進補助金不交付決定通知書（様
式第19号）

2 要綱第12条3項により補助金を10年に分割して交付する場合におい
て、分割した交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数
は、初年度に係る分割交付額に合算するものとする。

（交付申請の取下げに伴う提出書類）

第12条 要綱第14条第1項に規定する交付申請の取下げにおける提出書類は、産業立地促進補助金交付申請取下書（様式第20号）を提出する。

（交付の請求に伴う提出書類）

第13条 要綱第15条に規定する交付の請求における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業立地促進補助金交付請求書（様式第21号）
- (2) 産業立地促進補助金交付決定及び交付額確定の通知書（様式第18号）の写し

（交付決定等に基づく事業の変更等に伴う提出書類）

第14条 要綱第17条第1項に規定する交付決定等に基づく事業の変更等における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業立地促進補助金交付決定等事業変更承認申請書（様式第22号）
- (2) 産業立地促進補助金交付決定等事業廃止承認申請書（様式第23号）
- (3) 第10条の提出書類のうち、変更又は廃止となる事業に関する書類
- (4) その他市長が必要とする書類

2 市長は、要綱第17条第1項に基づいて事業の変更又は廃止を承認したときは、産業立地促進補助金交付決定等事業変更承認通知書（様式第24号）又は廃止承認通知書（様式第25号）により通知する。要綱第17条第2項に基づいて交付決定等に条件を付すときも同様とする。

3 市長は、要綱第17条第2項に基づいて交付決定等の内容を変更するときは、一部取消しを行った交付決定の内容と変更後の交付決定の内容を、産業立地促進補助金交付決定等取消通知書（様式第26号）により通知する。

（補助事業者の地位の承継に伴う提出書類）

第15条 要綱第18条第1項に規定する補助事業者の地位の承継における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業立地促進補助金補助事業者地位承継承認申請書（様式第27号）
- (2) 第10条の提出書類のうち、補助事業者の地位の承継に係るもの
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、要綱第18条第1項に規定する補助事業者の地位の承継を承認したときは、産業立地促進補助金補助事業者地位承継承認通知書（様式第28号）により通知する。

（交付決定等の取消しに伴う通知書）

第16条 要綱第19条に規定する交付決定等の取消しを行うときは、産業立地促進補助金交付決定等取消通知書（様式第26号）により通知する。

（返還命令及び返還額）

第17条 要綱第20条第1項に規定する返還命令を行うときは、産業立地促進補助金返還命令書（様式第29号）により通知する。

2 要綱第19条に基づき補助金の交付決定等の全部を取り消すときは、同第16条で交付している額（以下「既交付額」という。）の全額を返還額とする。

3 要綱第19条に基づき補助金の交付決定等の一部を取り消すときは、返還命令の対象となった減価償却資産（以下「返還対象資産」という。）ごとに次の各号により算出された額の合計額を、既交付額のうち返還対象資産に相当する補助金の額から減じた額を返還額とする。

(1) 返還対象資産の耐用年数が事業継続義務期間（10年）を超えているとき

$$\frac{\text{事業を開始した日から返還事由発生までの日数}}{10\text{年}} \times \text{要綱第12条に基づく補助金の確定額のうち、返還対象資産に相当する補助金の額}$$

(2) 返還対象資産の耐用年数が事業継続義務期間（10年）を超えていないとき

$$\frac{\text{事業を開始した日から返還事由発生までの日数}}{\text{返還対象資産の耐用年数}} \times \text{要綱第12条に基づく補助金の確定額のうち、返還対象資産に相当する補助金の額}$$

4 前2項の規定に基づき補助事業者の返還する額を算出することが適当で

ないと市長が認めるときは、この限りではない。

(継続状況の報告に伴う提出書類)

第18条 要綱第22条第1項に規定する継続状況の報告における提出書類は、次に掲げるものとする。

(1) 産業立地促進補助金継続状況報告書(様式第30号)

(2) 固定資産台帳及び減価償却明細書(初年度のみ)

(3) その他市長が必要とする書類

(財産処分の承認に伴う提出書類)

第19条 要綱第24条に規定する財産処分の承認における提出書類は、第14条によるものとする。

(審査会の設置)

第20条 事業計画の確認その他これに関する重要事項を審査するため、さいたま市産業立地促進補助審査会(以下「審査会」という)を設置する。

2 審査会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、要綱の公布の日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱要領の改正後の規定は、さいたま市産業立地促進補助金交付要綱の経過措置に準じて適用する。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年9月15日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。